

証券コード6317
2008年6月11日

株主の皆さまへ

広島県府中市元町77-1
株式会社北川鉄工所
代表取締役社長 北川祐治

「第98期定時株主総会招集ご通知」一部修正のお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2008年6月10日に発送いたしました弊社の「第98期定期株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に一部修正すべき内容がございましたので、株主の皆さまには、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所につきましては下線を付して表示しております。

敬具

記

1. 株主総会参考書類

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件（44ページ）

【修正前】

（5）大規模買付行為が実施された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

（前略）当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

【修正後】

（5）大規模買付行為が実施された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

（前略）当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として（参照3）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

2. 株主総会参考書類

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件（49ページ）

【修正前】

（参照2）

独立委員会委員候補者の略歴

武田 康裕
略 歴

（前略）

平成15年8月 株式会社センシンFPI研究所代表取締役社長（現）

【修正後】

（参照2）

独立委員会委員候補者の略歴

武田 康裕
略 歴

（前略）

平成15年8月 株式会社センシンBPI研究所代表取締役社長（現）

3. 株主総会参考書類

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件（49ページ）
（以下の文章の記載が洩れておりましたので、本文末に追加するものであります。）

【修正後】

（参照3）

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

以上